

2025年 月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。

愛知自治体キャラバンは、45年を経過しました。この間、子ども医療費無料制度は18歳までの完全無料化が入院100%、外来91%まで到達しました。また、介護保険における「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大や改善、任意予防接種では、带状疱疹ワクチンの定期接種化、妊産婦健診事業など拡充されています。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

国民の生活は窮乏しています。連続する「物価高騰」、米不足と「高値」は国民生活に打撃を与え、さらに、介護・国保・後期高齢者の保険料と介護利用料・医療費自己負担が重くのしかかっています。また、骨太方針2025では、「全世代型社会保障改革」の名の下、11万床の病床削減やOTC類似薬の保険外し等が盛り込まれ、国民負担増がすすめられようとしています。

すでに、病院の7割が赤字、人手不足と重なり「医療崩壊」が懸念されます。訪問介護事業所の経営を圧迫し、廃止・倒産が増加し、利用者が介護サービスを制限されるなど「介護崩壊」も深刻です。また、マイナ保険証一本化にむけた、健康保険証の廃止に伴う医療や介護現場と患者利用者の混乱も深刻です。

つきましては、「いのち・暮らし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。

①情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。

【情報政策課】

「瀬戸市DX 重点取り組み事項のロードマップ」を毎年度更新し、市民生活の利便性向上に向けて、各種施策に取り組んでおります。

②住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバイド(情報格差)への対策を講じてください。

【情報政策課】

手続きなどのデジタル化は、現在の手続きの利便性を高めるものとして、従来の手続きに追加して行われるものと考えております。また、デジタルデバイド対策として、市内各所の公民館や公共施設などで高齢者や障害者といった方々を対象としたスマートフォン講座や相談会等を開催しております。

【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

- ①介護保険の第9期事業計画を見直し、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

【高齢者福祉課】

介護保険料と所得段階については、瀬戸市高齢者総合計画策定時に給付と負担のバランスの観点から総合的に判断していきます。第1段階・第2段階の免除については、実施する予定はありません。

- ②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

【高齢者福祉課】

収入減少を理由とした介護保険料の減免につきましては、介護保険法に基づき条例及び要綱で定めており、現在のところ拡充の予定はありません。

- ③介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【高齢者福祉課】

低所得者の介護保険料の減免につきましては、介護保険法に基づき条例及び要綱で定めており、現在のところ拡充の予定はありません。

- ④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【高齢者福祉課】

利用料の低所得者への減免につきましては、減免の要件が省令で規定されており、現在のところ拡充の予定はありません。

- ⑤介護保険施設、介護付き有料老人ホーム、グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

【高齢者福祉課】

市独自の補助制度は考えておりません。

(2)介護保険サービス

- ①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

【高齢者福祉課】

介護予防アセスメントを実施する中で本人の状態を把握し、必要なサービスを提供することとなっております。報酬単価につきましては、現時点において引き上げの予定はありません。

- ②福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

【高齢者福祉課】

福祉用具貸与の対象品目については縮小しておりません。また、介護保険法等に基づき要介護度別に利用できる品目が決められております。

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

- ①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

【高齢者福祉課】

現在のところ財政支援を実施する予定はありません。

- ②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

【高齢者福祉課】

介護サービス事業者に対し、引き続き運営指導にて是正すべきことがあれば、改善要求します。

- ③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそうようにしてください。

【高齢者福祉課】

特別養護老人ホームの特例入所措置については、「愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針」に基づき判断することとなっております。

★(4)介護人材確保

- ①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

【高齢者福祉課】

瀬戸市独自施策の実施は考えておりません。

- ②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

【高齢者福祉課】

介護サービス事業者に対し、引き続き運営指導にて是正すべきことがあれば、改善要求します。瀬戸市独自の財政支援を行う考えはございません。

- ③8時間以上の長時間労働を是正してください。

【高齢者福祉課】

介護サービス事業者に対し、引き続き運営指導にて是正すべきことがあれば、改善要求します。

- ④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

【高齢者福祉課】

介護サービス事業者に対し、引き続き運営指導にて是正すべきことがあれば、改善要求します。(昨年と質問意図が異なるため注意)

(5) 高齢者福祉施策の充実

- ★① 中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

【高齢者福祉課】

補聴器購入助成制度並びに無料検診事業を実施する予定はございません。

- ② サロン、認知症カフェ、高齢者の居場所づくり(たまり場)事業への助成を拡充してください。また、介護予防にかかる地域支援事業に必要な事業費を確保してください。

【高齢者福祉課】

すでに、市内3箇所で通いの場(サロン)を民間団体に委託して実施しており、認知症カフェ(せとらカフェ)に対する運営費の補助を行っております。

- ★③ 買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

【高齢者福祉課】

本市では、移動支援という事業を行っております。買い物の際にジャンボタクシーによる送迎や、地域の体育館を利用しボッチャの体験会やストレッチ講習会などを開催する際には、その送迎を行っております。

(6) 認知症高齢者の福祉施策の充実

- ★① 「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

【高齢者福祉課】

基本計画及び都道府県計画を基本とし策定に努めなければならないため、国・県の計画が作成されたのち、作成します。

- ② 認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

【高齢者福祉課】

2022年7月よりすでに実施しており、保険料全額補助しております。

- ③ 認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

【高齢者福祉課】

無料検診事業を実施する予定はありません。

★(7) 障害者控除の認定

- ① 介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

【高齢者福祉課】

要介護認定を受けている65歳以上の方で、6か月以上寝たきりの状態で食事、排せつ等の日常生活に支障がある方及び知的障害者、身体障害者などと同程度の障害のある方については、障害者控除の対象となる認定書を交付しております。すべての要介

護認定者を障害者控除の対象とすることは考えておりません。
対象者全員へ申請書を送付しており、申請があった方には送付しております。今後も自動的に個別送付をする予定はなく、申請があった方に送付します。

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

【国保年金課】

歳入と歳出のバランスや受益と負担の関係等を踏まえて総合的に判断してまいります。

②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

【国保年金課】

繰越金や基金につきましては、中長期的な視点から被保険者の負担が急激に増加することのないよう活用していきます。

★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【国保年金課】

政令で定める基準に従い、適切に保険料の減免を行っておりますので、現段階において、低所得世帯のための保険料の減免制度を新たに実施・拡充する考えはございません。

②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

【国保年金課】

政令で定める基準に従い、適切に保険料の減免を行っておりますので、現段階において、収入減少を理由とした保険料の減免制度を拡充する考えはございません。

③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

【国保年金課】

政令で定める基準に従い、適切に保険料の減免を行っておりますので、現段階において、収入減少を理由とした保険料の減免制度を拡充する考えはございません。

★(3)保険料(税)滞納者への対応

①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

【国保年金課】

現在、特別療養費の対象者はいません。滞納者に対しては、従来どおり納付勧奨や納付相談を行ってまいります。

②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

【国保年金課】

法律に基づいて適切な処理に努めてまいります。

- ③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

【国保年金課】

差押えは、財産調査等を行った上で、支払い能力があるにも拘わらず納付しない方に対して、分納約束をしても何度も不履行を繰り返す場合は、差押え予告を送付し、それでも納付に応じない場合にのみ、法令を遵守し、実施しております。また、生活再建の支援が必要な方については、仕事・生活自立相談窓口につなげるなど、他の福祉部署と連携を図っております。

(4)傷病手当金・出産手当金

- ①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

【国保年金課】

創設する予定はありません。

(5)一部負担金の減免制度

- ①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

【国保年金課】

基準を変更する予定はありません。

- ②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【国保年金課】

制度について記載した「瀬戸市国保の手引き」を全戸配布する等、周知を行っております。

★(6)資格確認書の発行

- ①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

【国保年金課】

資格確認書の交付対象は法令等に定める範囲とし、当面の間、申請によらず交付予定です。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度

- ★①物価の高騰、特に米や光熱費など生活必需品の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

【社会福祉課】

国の基準改定に沿って対応しております。

- ★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

【社会福祉課】

法令に従い適切に行っております。

- ★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

【社会福祉課】

法令に従い適切に行っております。

- ④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

【社会福祉課】

法令に従い適切に行っております。なお、当市には生活保護法に基づく救護施設はありません。

- ⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

【社会福祉課】

法令に従い適切に行っております。

- ⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

【社会福祉課】

厚労省通知の趣旨を踏まえ、適切に行っております

- ⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

【社会福祉課】

法令に従い適切に行っております。

- ★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

【社会福祉課】

法令に従い適切に行っております。

⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

【社会福祉課】

現在、女性現業員も配置しております。

⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

【社会福祉課】

法令に従い適切に行っております。なお、現業員は正規職員で配置し、外部委託は行っておりません。

⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

【社会福祉課】

法令に従い適切に行っております。

(2)生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

【社会福祉課】

本市は自立相談支援事業を直営で実施しており、関係機関とも連携の強化に努めております。また、生活困窮者支援部署と生活保護担当部署は同じ課であり、日々連携しております。

②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

【社会福祉課】

本市では、任意事業のうち、就労準備支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業を実施しています。広報については、相談窓口のチラシやHP等で周知に努めております。

③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

【社会福祉課】

生活困窮者に対して、市独自の手当の支給等は予定しておりません。

④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

【社会福祉課】

低所得世帯に対するエアコン購入費助成事業は、実施を予定しておりません。

4. 福祉医療制度

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【国保年金課】

誰もがいきいきと健康に暮らすことができるまちづくりは重要であり、その中で、福祉医療制度が果たす役割は大きいと考えております。一方、現行の制度においては、医療費の増加が見込まれており、制度のあり方は、慎重に検討していく必要があると考えます。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【国保年金課】

子ども医療費助成制度は、中学生(15歳年度末まで)の入通院費全額助成に加え、令和3年4月1日から高校生世代(18歳年度末まで)の入院費について全額助成へと拡大し、高校生世代(18歳年度末まで)の通院については、令和6年10月1日から全額助成へと拡大しました。なお、入院時食事療養費の標準負担額を助成する予定はありません。

- ★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

【国保年金課】

精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で、かつ、自立支援医療受給者証(精神通院)を所持されている方に対して、全疾病を対象とした助成へ拡充しており、現時点で現状を変更する予定はありません。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

【国保年金課】

後期高齢者がいきいきと健康に暮らすことができるまちづくりは重要であり、その中で福祉医療制度が果たす役割は大きいと考えております。一方、現行の制度においては、医療費の増加が見込まれており、現時点で現状を変更する予定はありません。

- ★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

【国保年金課】

妊産婦医療費助成制度を創設する予定はありません。

5. 子どもの権利保障

(1)子どもの権利を守る施策の推進

- ①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NP Oやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【こども未来課・社会福祉課】

学習支援事業をはじめとした事業により、既に支援を実施しています。

- ②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

【こども若者家庭センター】

令和7年4月1日から「こども家庭センター」を設置しています。正規の保健師、看護師、心理職、福祉職、教員、保育士等を配置し、専門職員が相談支援を実施し、統括支援員をはじめとした関係機関との連携体制を整備しております。

(2)就学援助制度の拡充

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

【学校教育課】

本市では、就学援助の対象を生活保護基準額の1.25倍以下としており、現在のところ、変更する考えはありません。

- ②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

【学校教育課】

本市では、就学援助対象者に対して、Wi-Fiルーターの貸し出しを行っています。

- ③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

【学校教育課】

就学健診時や入学説明会での案内、年度始めや転入時に各学校で案内用紙を配布、申請を継続する保護者への申請書の直接配布、市ホームページで制度の案内を行っています。

★(3)子どもの給食費の無償化

- ①小中学校の給食費を無償にしてください。

【学校教育課】

給食費の無償化につきましては、国の施策と歩調をあわせて進めます。

- ②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

【保育課】

国による減免対象範囲を上回る減免等を行う予定はありません。

★(4)子どもの権利を保障する保育の質の向上

- ①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が新たに加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

【保育課】

国の改正基準での保育が実施できるよう努めてまいります。なお、1歳児は5対1で保育を行っています。

- ②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

【保育課】

現段階では、公立施設の統廃合及び民間移管の予定はありません。保育士の確保を通じての対応を考えております。また待機児童が存在するため、一定以下の年齢の子については育休退園をお願いすることとしています。

- ③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

【保育課】

保育所への指導監査は実地で行っております。認可外保育施設等を除き保育士の配置は予定しておりません。

- ④乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施にあたっては、対象施設から営利事業者を除外し、事業を実施する施設には、定期的に訪問して実施状況や内容を確認するとともに、自治体の責任で指導・援助を行ってください。あわせて実施に向けた環境整備及び職員配置のために自治体独自で補助を行ってください。

【保育課】

こども誰でも通園制度を実施する事業者については定期的に指導監査を行う予定です。なお、現時点で自治体独自の補助制度は考えておりません。

6. 障害者・児施策

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

【社会福祉課】

障害者手当に代わって、令和3年度から「真に効果のある障害者施策」を実施しております。

- ★②どんな障害のある人も24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、グループホームや入所施設等「暮らしの場」を拡充してください。また、グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助増額など自治体独自の上乗せ等をしてください。

【社会福祉課】

民間事業者による施設設立となるため、整備は困難と考えます。また、家賃補助増額など市独自の上乗せは予定しておりません。

- ③夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乗せしてください。

【社会福祉課】

独自の加算などの上乗せは予定しておりません。

- ④居宅介護等の支給時間は、余暇利用を含め障害者・児が必要とする時間を支給してください。移動支援等の十分な人員を確保できるよう基本報酬を大幅に増額してください。

【社会福祉課】

支給時間につきましては、適正な時間を支給してまいります。大幅な基本報酬の増額は、予定しておりません。

- ⑤障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。

【社会福祉課】

国の定める基準に沿った運用を行っております。

- ★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【社会福祉課】

国の通知に基づき、一律に介護保険サービスを優先させることはせず、障害福祉サービスの利用に関する具体的な利用意向等を把握したうえで、支給決定しております。

- ★⑦家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害者福祉施設等での虐待認定したケースを検証し、虐待が起こらない支援策を講じてください。

【社会福祉課】

虐待、ひきこもり等の案件につきましては、相談支援事業所等の機関と連携し対応しております。また、施設に従事する職員を対象に、定期的に虐待研修を実施しております。

7. 予防接種

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、妊婦や高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンの任意予防接種についての助成制度を設けてください。接種に係る自己負担については無料にしてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

【健康課】

50歳以上の带状疱疹予防接種については令和6年4月から助成を開始しました。流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の予防接種について、厚生労働省が専門分科会にて定期接種化を検討しているところであり、その動向を注視してまいります。子どもや障害者のインフルエンザ、定期接種から漏れた人に対する麻疹(はしか)妊婦や高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVのワクチン接種について、現在のところ、助成制度の創設は予定しておりません。

- ★②高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンについて、定期接種の自己負担を引き下げてください。また、市町村が実施する定期接種対象者以外への任意予防接種事業を実施・再開・継続してください。また高齢者用肺炎球菌ワクチンの2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【健康課】

高齢者用肺炎球菌の定期接種については現在の自己負担額を引き下げる予定はありません。任意接種については助成制度を再開する予定はありません。帯状疱疹予防接種につきましては、令和7年4月から65歳以上の自己負担を引き下げて実施しております。

8. 健診・検診

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

【こども若者家庭センター】

産婦健診について、令和5年度から助成対象回数を2回に拡充しております。

- ★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

【こども若者家庭センター】

5歳児を対象とした発達支援については、関係機関と共に検討しております。5歳児健診についても国の動向等を注視し検討してまいります。

- ③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【こども若者家庭センター】

妊産婦歯科健診について、平成21年度から、母子健康手帳の交付時に無料の受診票を発行しており、妊娠中又は出産後1年まで利用することができます。

- ④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【健康課】

歯科衛生士について、事業に必要な人員を配置できているため、現在のところ、常勤での配置は予定しておりません。

9. 地域の保健・医療

- ①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。

【健康課】

地域に必要な病床数について、愛知県が愛知県地域医療構想において検討されているものと認識しております。

- ②自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

【健康課】

愛知県医師確保計画及び、地域保健医療計画において医療従事者の確保対策が進められていると認識しております。現在のところ、医療従事者向けの奨学金制度を実施する予定はありません。

- ③保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

【健康課】

保健センターにおける保健師等のスタッフについて、担当する事業を考慮し、必要

な人員配置に努めております。

【3】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

- ①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

【国保年金課】

意見書を提出する考えはありません。

- ②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

【国保年金課】

意見書を提出する考えはありません。

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

【高齢者福祉課】

国庫負担の割合は定められております。

- ④介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

【高齢者福祉課】

意見書を提出する考えはありません。(昨年から質問変更あり)

- ⑤加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。

【高齢者福祉課】

補聴器購入助成制度を実施する予定はございません。(昨年から質問変更あり)

- ⑥18歳までの医療費無料制度を創設してください。

【国保年金課】

意見書を提出する考えはありません。

- ⑦小中学校の給食費を無償にしてください。

【学校教育課】

市長会等を通じて、国・県の財政支援を要望しております。

- ⑧障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

【社会福祉課】

意見書を提出する考えはありません。

- ⑨医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。

【高齢者福祉課、社会福祉課、保育課、健康課】

意見書を提出する考えはありません。

2. 愛知県に対する意見書

- ①国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

【国保年金課】

意見書を提出する考えはありません。

- ②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。

【高齢者福祉課】

意見書を提出する考えはありません。

- ③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

【国保年金課】

意見書を提出する考えはありません。

- ④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。

【学校教育課】

市長会等を通じて、国・県の財政支援を要望しております。

- ⑤地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。

【健康課】

意見書を出す考えはありません。

- ⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

【高齢者福祉課、社会福祉課、保育課、健康課】

基金を活用した新たな対策を実施する予定はありません。

以上